

令和元年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

所管事項調査

- 1 「令和元年版成果レポート（案）」について
 - ・ **資料1** 施策141 犯罪に強いまちづくり 1頁

- 2 犯罪情勢について
 - ・ **資料2** 犯罪情勢（平成31年4月末） 5頁

- 3 交通事故情勢と抑止対策について
 - ・ **資料3** 交通事故情勢（平成31年4月末）と抑止対策 6頁

令和元年6月

警察本部

施策 1 4 1

犯罪に強いまちづくり

【担当部局：警察本部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した犯罪抑止活動が展開されるとともに、発生した犯罪が検挙されることで、県民一人ひとりの安全が保たれ、安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会が構築されています。

令和元年度末での到達目標

被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪等がさまざまな主体と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動により減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標と、全ての活動指標の目標を達成したため、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---------------------------------------

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
刑法犯認知 件数	/	15,178 件 未滿	15,178 件 未滿	15,178 件 未滿	1.00	15,178 件 未滿
	15,178 件	14,112 件	13,346 件	11,247 件		/
目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理した件数					
令和元年度 目標値の考え方	第二次行動計画策定時、平成27年中の刑法犯認知件数が平成になってから最少となる15,178件となり、ピークであった平成14年以降、ほぼ一貫して減少していたことから、過去の数値に基づいて単純に目標値を設定することは妥当ではないと考え、「平成27年の数値」を基準に1件でも減少させることを目標にすることとしました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
14101 みんなで 進める犯罪抑止 活動と犯罪被害 者等支援の充 実・強化 (警察本部)	防犯ボラン ティアの団体数	/	630 団体	650 団体	670 団体	1.00	690 団体
		610 団体	630 団体	653 団体	674 団体		/

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
14102 犯罪の徹底検挙のための活動強化 (警察本部)	重要犯罪の検挙率		70.0%以上	70.0%以上	70.0%以上	1.00	70.0%以上
			96.9%	94.1%	86.7%		
14103 県民の安全を守る活動基盤の整備 (警察本部)	交番・駐在所の機能強化数		年2か所以上	年2か所以上	年2か所以上	1.00	年2か所以上
		2か所	2か所	2か所	4か所		

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	3,977	4,127	4,717	3,635	3,675
概算人件費					
(配置人員)					

平成30年度の取組概要と成果、残された課題

- ①地域住民、事業者、関係機関・団体等と連携・協働し、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策に取り組んだ結果、平成30年中の刑法犯認知件数は、戦後最少を記録しました。一方で、県民に強い不安を与える重要犯罪が増加に転じ、特殊詐欺による高額被害の発生が後を絶たず、ストーカー・DV事案の認知件数やサイバー犯罪被害相談件数が高止まりで推移しているなど、治安情勢は依然として予断を許さない状況にあることから、引き続き、地域住民等と連携・協働した犯罪抑止対策を推進する必要があります。
- ②関係機関・団体等と連携し、新たな防犯ボランティア団体の結成促進と持続可能な防犯ボランティア活動に向けた支援を推進した結果、平成31年3月末現在の防犯ボランティア団体数は674団体となり、平成30年度中、21団体増加しました。引き続き、新たな防犯ボランティア団体の結成を促進するとともに、地域住民等による防犯ボランティア活動を活性化させるための各種支援を推進する必要があります。
- ③少年警察ボランティア*や関係機関等の協力を得て、生産体験活動やスポーツ活動等少年の居場所づくり、学校と連携した非行防止教室の実施に取り組んだ結果、非行少年は減少傾向にあります。一方で、刑法犯少年の再犯者率は約4割と高止まりとなっているほか、SNS等に起因する子供の犯罪被害が後を絶たないことから、引き続き、少年の非行防止と犯罪被害防止に向けた取組を推進する必要があります。
- ④深刻化する特殊詐欺の被害を減少させるため、高齢者をはじめ県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導・広報啓発の推進、自動通話録音警告機や迷惑メール防止サービスの利用などによる被害に遭わないための環境整備の促進、声掛け訓練や電子マネー被害防止封筒の配布などによる金融機関・コンビニエンスストア等と連携した水際対策の強化に取り組んだ結果、特殊詐欺の認知件数は大きく減少しました。一方で、被害総額は増加していることから、引き続き、関係機関・事業者等と連携した特殊詐欺予防対策を推進する必要があります。

- ⑤ ストーカー・DV事案等の人身安全関連事案の相談件数は、依然として高水準で推移していることから、部門間の連携による組織的対応を強化するとともに、加害者に対し、積極的な検挙措置をはじめ、ストーカー規制法に基づく警告や禁止命令等の行政措置を講ずるなど、被害者等の安全確保を最優先とした対策を推進しました。また、県精神科病院会と協定を締結し、治療の必要性のあるストーカー加害者に対して治療を勧めるなど、地域精神科医等と連携した再犯防止対策を推進しました。引き続き、被害の未然防止に向けて、被害者等の安全確保を最優先とした迅速・的確な対応と再犯防止対策を推進する必要があります。
- ⑥ サイバー空間の脅威に対し、知見を有する学術機関、民間事業者と連携し、官民一体となって被害防止対策を推進したほか、その対処能力の向上を図るため、演習用資機材を整備し、仮想サイバー空間における実践的対処訓練を推進しました。一方で、サイバー犯罪被害相談件数が高止まりで推移していることから、引き続き、産学官の連携を強化するとともに、演習用資機材を活用した実践的な対処訓練を推進し、サイバー犯罪への対処能力の強化を図る必要があります。
- ⑦ 社会全体で犯罪被害者等を支える機運を高めるため、(公社)みえ犯罪被害者総合支援センター等と連携し、中学生や高校生等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」や犯罪被害者週間の機会をとらえ、「犯罪被害者支援を考える集い*」を開催するなど集中的な広報啓発活動を実施しました。引き続き、関係機関・団体と連携して、犯罪被害者等に対する県民の理解の増進と配慮・協力を一層促進する必要があります。
- ⑧ 県民に重大な危害を及ぼす重要犯罪に対し、迅速・的確な初動捜査体制の確保、捜査における科学技術の活用等、捜査力・執行力の総合的な充実・強化のための取組を推進した結果、重要犯罪の検挙率は86.7%で、目標値(70.0%以上)を大きく(16.7ポイント)上回りました。引き続き、重要犯罪をはじめとする種々の犯罪の徹底検挙を図る必要があります。
- ⑨ 警察活動を支える基盤を強化し、各種警察活動の効率化を図るため、パトカー未配備の駐在所(2か所)にパトカーを配備したほか、訪日外国人の増加に適切に対応するため、外国語翻訳機能を有するタブレット端末を対応の増加が見込まれる交番(2か所)に配備して、交番・駐在所機能の充実・強化を図りました。引き続き、交番・駐在所の建て替え整備や装備資機材の配備など、その機能の充実・強化を図る必要があります。
- ⑩ 厳しい国際テロ情勢を踏まえ、テロの未然防止に向け、テロ対策パートナーシップ*を始めとする官民一体となった取組を推進するとともに、現場に即した実践的な訓練を実施しました。今後、県内外で大規模行事が相次いで開催されることから、各種テロ対策を一層推進する必要があります。
- ⑪ 伊勢志摩サミットを機に高まった「自分たちのまちは、自分たちで守る」という意識を次世代に引き継ぐため策定した「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」に基づき、県民・事業者・市町等さまざまな主体が意見交換等を行う座談会を県内各地区(14/18警察署単位)で開催するなど、プログラムの具現化を図りました。引き続き、プログラムの一層の普及を図り、多様な主体と協創して安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進していく必要があります。
- ⑫ 県が実施した実態調査等から明らかとなった犯罪被害者等に対する支援の必要性等をふまえ、犯罪被害者等への支援の推進や犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、三重県犯罪被害者等支援条例を制定しました。今後は条例に基づき、犯罪被害者等の置かれている立場やその支援の必要性の理解促進を図るとともに、県や市町の取組に加え、県民や事業者等の協力のもと、社会全体で犯罪被害者等の支援を推進する必要があります。

・ 地域住民、事業者、関係機関・団体等と連携・協働し、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策に取り組んだ結果、「県民指標」については、目標を達成できました。

令和元年度の取組方向 【警察本部 警務部首席参事官藤井 淳夫 電話：059-222-0110】

- ①安全で安心できる県民生活を確保するため、多様な主体と連携・協働し、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進します。
- ②地域における防犯ボランティア活動の持続的発展のため、関係機関・団体等と連携し、防犯活動用物品の配布や犯罪情報・地域安全情報の提供等の活動支援を推進するとともに、新たな防犯ボランティア団体の結成を促進します。
- ③少年警察ボランティア、関係機関等と連携し、非行少年等の居場所づくり活動等の立ち直り支援、規範意識を醸成する非行防止教室等を実施するほか、SNSに起因する子供の犯罪被害を未然に防止するため、中学生・高校生を対象に運用型LINE広告*を活用した広報啓発等の対策を推進します。
- ④特殊詐欺の被害を減少させるため、「県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導・広報啓発の推進」、「防犯機能を備えた電話用機器の普及をはじめとした被害に遭わないための環境整備の促進」、「金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策の強化」を基本方針として、関係機関・事業者等と連携し、発生実態に応じた各種対策を推進します。
- ⑤人身安全関連事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいことから、被害者等の安全を確保するため、関係部門が緊密に連携し、事案の危険性・切迫性の判断、加害者の検挙、被害者等の保護など、迅速・的確な組織対応を徹底します。
- ⑥サイバー空間の脅威に的確に対処するため、知見を有する学術機関、民間事業者等との連携を一層強化するとともに、サイバー犯罪の取締り、産学官連携の枠組みを通じた情報発信、演習用資機材を活用した実践的な訓練等により、サイバー犯罪対処能力の強化に取り組みます。
- ⑦犯罪被害者等が早期に被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるよう、関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等に寄り添った支援を行うとともに、社会全体で犯罪被害者等を支える機運を醸成するための広報啓発活動を推進します。
- ⑧重要犯罪をはじめ、県民に不安を与える種々の犯罪の早期・徹底検挙を図るため、捜査力の強化、科学技術の活用はもとより、新たな刑事司法制度に適応した警察捜査の構築に向けた取組を推進します。
- ⑨日々発生する警察事象に的確に対処するため、老朽・狭隘な交番・駐在所の建て替え整備や、装備資機材の充実・強化、各種捜査支援システムの整備など、警察活動を支える基盤の強化に取り組みます。
- ⑩今後、県内外で開催される大規模行事を見据え、テロの未然防止に向けて、引き続き、県民の皆さんの理解と協力を得つつ、テロ対策パートナーシップを始めとする官民一体となった各種テロ対策を推進します。
- ⑪多様な主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進していくため、「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」のさらなる具現化を図るとともに、プログラムを通じて明らかになった成果や課題等をふまえ、次期プログラムを策定し、安全で安心なまちづくりの取組を進めます。
- ⑫犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進するため、三重県犯罪被害者等支援条例に基づき、「三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）」を策定するとともに、相談および情報提供の充実、二次被害の防止、「三重県犯罪被害者等見舞金制度」による経済的負担の軽減、「犯罪被害者等支援フォーラム（仮称）」の開催等による犯罪被害者等への理解の促進など、犯罪被害者等に寄り添った支援を市町等との連携を強化しつつ、総合的かつ計画的に進めます。

* 「○」のついた項目は、令和元年度に特に注力するポイントを示しています。

犯罪情勢（平成31年4月末）

1 刑法犯及び重要犯罪・重要窃盗犯

刑法犯認知件数は減少傾向を維持。重要犯罪・重要窃盗犯も同様に減少
 検挙件数の減少は、前年の余罪多数の窃盗犯（自動車盗等）検挙が影響
 検挙率の減少は、重要犯罪は高水準を維持するも重要窃盗犯の検挙減少が影響

	認知件数		検挙件数		検挙人員		検挙率	
	(件)	前年比	(件)	前年比	(人)	前年比	(%)	前年比
刑法犯	3,236	-309	1,242	-760	629	-26	38.4	-18.1
重要犯罪	18	-9	16	-10	21	+10	88.9	-7.4
重要窃盗犯	385	-27	268	-189	33	+4	69.6	-41.3

※重要犯罪とは、殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいう。

※重要窃盗犯とは、窃盗犯のうち、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいう。

2 特殊詐欺

認知件数、被害額ともに減少。特に架空請求詐欺が減少

	認知件数		被害額		検挙件数		検挙人員	
	(件)	前年比	約(万円)	前年比	(件)	前年比	(人)	前年比
総数(額)	21	-18	4,840	-2,010	7	-12	5	0
振り込め詐欺	21	-18	4,840	-2,010	7	-12	5	0
振り込め詐欺以外	0	±0	0	±0	0	±0	0	±0

※振り込め詐欺とは、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺をいい、振り込め詐欺以外の特殊詐欺とは、金融商品等取引名目詐欺、ギャンブル必勝法情報提供名目詐欺、異性との交際あっせん名目詐欺、その他詐欺をいう。

3 暴力団犯罪

検挙件数の減少は、前年の暴力団関係者による余罪多数の窃盗事件検挙が影響
 暴力団勢力は減少傾向

	検挙件数		検挙人員		暴力団勢力			
	(件)	前年比	(人)	前年比	団体数		構成員等数	
総数	75	-96	40	+1	H29末	H30末	H29末	H30末
刑法犯	61	-84	32	+6	23	22	410	350
特別法犯	14	-12	8	-5				

4 薬物事犯

検挙人員の7割が覚醒剤事犯。大麻事犯(その他)の検挙が増加傾向

	検挙件数				検挙人員			
	(件)	前年比	うち暴力団	前年比	(人)	前年比	うち暴力団	前年比
総数	41	-22	12	-12	20	-7	6	-3
覚せい剤取締法違反	24	-32	7	-17	14	-9	5	-4
その他	17	+10	5	+5	6	+2	1	+1

※薬物事犯とは、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯、あへん事犯及び医薬品医療機器法(旧薬事法)をいう。

5 来日外国人犯罪

ベトナム人の検挙が増加。窃盗(万引き)事件での検挙が増加傾向

	検挙件数		検挙人員		国籍別検挙状況(上位)		
	(件)	前年比	(人)	前年比		件数	人員
総数	53	+14	38	+13	ベトナム	22件(41.5%)	11人(28.9%)
刑法犯	36	+16	25	+14	ブラジル	7件(13.2%)	7人(18.4%)
特別法犯	17	-2	13	-1	フィリピン	7件(13.2%)	6人(15.8%)

※来日外国人とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者(永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者)、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいう。

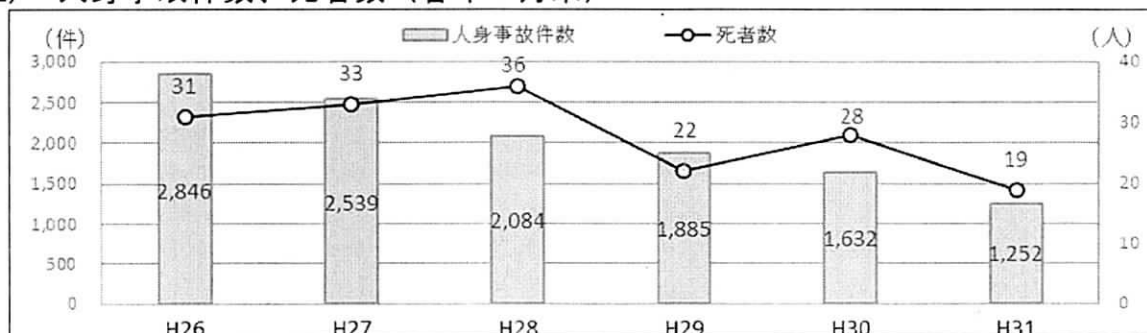
交通事故情勢（平成31年4月末）と抑止対策

1 交通事故情勢

(1) 交通事故発生状況（過去5年）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31.4月末	前年同期比
人身事故件数	8,100	7,169	6,038	5,441	4,687	1,252	-380
死亡事故件数	109	86	98	83	82	19	-7
死傷者数	10,829	9,604	8,258	7,199	6,223	1,648	-550
死者数	112	87	100	86	87	19	-9
負傷者数	10,717	9,517	8,158	7,113	6,136	1,629	-541

(2) 人身事故件数、死者数（各年4月末）



(3) 交通死亡事故の特徴（平成31年4月末）

- 高齢死者が約5割を占める
高齢者の死者数は9人→47.4%
- 高齢運転者による死亡事故が5割を占める
原付以上の第1当事者の死亡事故18件中9件→50.0%
- 交通弱者(歩中・自転車中)が約4割を占める
交通弱者の死者は7人(歩中5人・自転車中2人)→36.8%
- シートベルト非着用者が約9割を占める
四輪乗車中の死者8人中、シートベルト非着用は7人→87.5%

2 抑止対策

(1) 高齢者の交通事故防止対策

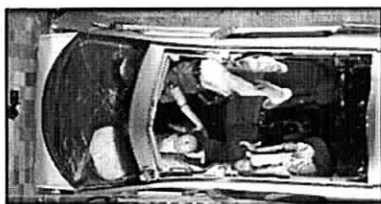
- 「高齢者交通安全アドバイス制度」の実施
- 安全運転サポート車の普及啓発活動の実施

(2) 歩行者の交通事故防止対策

- 「横断歩道“SOS”の日」による取組の強化
- 可搬式速度違反自動取締装置（移動オービス）による歩行者等の安全確保

(3) シートベルト着用促進対策

- JAFの映像を活用した交通安全教育の実施



毎月11日!

横断歩道
“SOS”の日
さわやかな横断でスマイル

三重県警は、毎月11日を「横断歩道“SOS”の日」に設定し、横断歩道を通行する車両や歩行者の交通安全啓発、広報啓発活動等を集中的に行う日とします。

重要 横断歩道は歩行者優先!

- 自動車は、横断しようとする歩行者がいれば、手前で必ず一時停止して、歩行者を安全に横断させてください。
- 歩行者は、横断前に必ず左右の安全確認をしてください。

三重県警察